

I. プログラムとパネリストの紹介

司会

中央大学法学部教授 鈴木博人
「養子と里親を考える会」理事長
家族法や児童福祉分野における論文多数

開会あいさつ

衆議院議員 野田聖子
郵政大臣、消費者行政推進担当大臣などを歴任
少子化問題にも詳しい

法案の紹介

中央大学法科大学院教授 奥田安弘
国際私法学会理事
国際家族法分野における著書・論文多数

現場の声

一般代表 岩崎暁男
養子縁組経験者
「養子縁組の場合、特に『子育て』は成人式を
迎えても、大学を卒業させて社会人になっても、
そう容易には終わらないある種の特殊性がある」
と考える。

家庭養護促進協会理事 岩崎美枝子
大阪府・大阪市の児童相談所と提携し
養子・里親のあっせんを多数手がける

コメント

衆議院議員 遠山清彦
外務大臣政務官、参議院法務委員長などを歴任
養子縁組のあっせんについて2度国会質問に立った

パネル・ディスカッション

上記の6名

II. 法案の背景

1. 法案の趣旨「みんなで守ろう子どもの命」

1. 子どもの命が危ない！

・赤ちゃんの遺棄は年間 200 件

厚生労働省の統計によれば、平成9年度から平成12年度までの棄児の数は、244人・197人・221人・196人である。また平成13年度から平成19年度までは、熊本県の調査によれば、把握できた限りで、45人・40人・28人・30人・27人・33人・66人となっている。出典：『「このとりのゆりかご」が問いかけるもの—このとりのゆりかご検証会議・最終報告』（2009年）58頁以下

・妊娠中絶は年間 24 万件、うち未成年者は 2 万件

平成20年度の人工妊娠中絶は、242,292件であり、母親が未成年者であるケースは、22,835件である。また、暴行脅迫を理由とするものは、145件とされている。出典：厚生労働省『衛生行政報告例』

・育てられない事情は様々

赤ちゃんポストを利用した理由（複数回答可）で最も多いものは、子どもを自分の戸籍に入れたくない、生活困窮、不倫、未婚、世間体などである（このとりのゆりかご最終報告 36頁）。これらをすべて親のエゴであると断じることとはできない。

2. 養子縁組を見直そう！

・特別養子の低調

わが国の特別養子縁組制度は、新設当初の昭和63年は3,200件を超えたが、近年は年間500件前後に留まっている。認容件数も、平成元年の1,205件をピークとして、その後、350件強にまで落ち込んでいる。これは、養子縁組の届出件数全体が同時期に8万件前後あることからみれば、かなりの低調である。普通養子まで含めても、未成年の養子が養親と親族関係がないケースは、1パーセント未満と言われている。出典：養子と里親を考える会編『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』（2001年、日本加除出版）11頁以下

・日本は養子送り出し国

米務省の養子縁組情報に関するサイトによれば、1999年から2009年まで

に日本から養子として渡米した子どもは、35人・33人・38人・40人・35人・43人・28人・42人・33人・35人・41人となっている。これは、先進国としては異例のことである。民間のあっせん事業者は、子どもに病気や障害があるため、国内で縁組先が見つからないというが、そういう理由で子どもを海外に養子として送り出すことが許されるのだろうか？

・子どもを育てたい人はいるはず

厚生労働省の統計によれば、里親の登録者数は減少の傾向にあるが、それでも実際に里親委託された児童の数よりもはるかに多い。たとえば、平成17年度の登録里親数は7,737人であるが、委託児童数は3,293人にすぎない。また、不妊治療の経験者366人に対するアンケート調査（2003年）の結果によれば、約4割（38.7パーセント）が養子縁組や里親を考えたことがあると回答している。出典：白井千晶「不妊当事者の経験と意識に関する調査」第11章表11-1<<http://homepage2.nifty.com/~shirai/survey01/index.html>>

3. 養子縁組あっせんの強化と規制を！

・各都道府県に養子縁組あっせん窓口を

児童相談所が必要に応じて養子縁組あっせんを行うべきであることは、厚生労働省の通知などで明らかにされてきたが、地域によりばらつきがあり、かつ他の都道府県との連携は、ほとんど実行されていない。養子縁組あっせんや情報交換の枠組を作るため、各都道府県の児童相談所のうち、少なくとも1箇所は、専門部局を設けるべきである。

・プロを育てよう

現在は届出制となっている民間のあっせん事業について、これを許可制とする一方で、財政基盤を強化するための支援をすることにより、プロを育成すべきである。養子縁組あっせんは、養子と養親の相性などを見抜くマッチングの能力を必要とするプロの仕事である。

2. 養子縁組あっせんの現状

*一部に個別差がありますが、おおむね典型的なパターンを示しています。

○児童相談所（47都道府県＋政令指定市）

要保護児童としての措置 ⇒ 乳児院・児童養護施設への入所 ⇒ 里親委託
⇒ 養子縁組への転換を希望 ⇒ 家裁手続 ⇒ 戸籍への届出

問題点：

- ・養子里親よりも養育里親を薦める。
- ・2歳くらいまで委託しない。
- ・共働き、独身などは事実上排除。
- ・出産前の実母からの相談に応じない。
- ・縁組成立後の養父母への支援なし。

○民間機関（届出13、無届20以上）

海外あっせんケース

病院等からの紹介 ⇒ 病院・事業者の居宅等で預かり ⇒
海外の事業者からの連絡 ⇒ 養親希望者への引渡し ⇒ 外国裁判手続き
⇒ 戸籍への届出

問題点：

- ・児童を出産直後に母親から引き離す。
- ・児童福祉施設でないのに児童を預かる。
- ・養親希望者とのマッチング等を十分に行わない。
- ・養親希望者に多額の寄付金を要求する。
- ・引渡後の試験監護・裁判の成立等を確認しない（できない）。

3. 乳児遺棄事件一覧

*2009年4月から2010年3月までの読売新聞見出しのみ抜粋

- 2010年3月10日 釧路・乳児殺害 21歳母親を起訴＝北海道 東京朝刊
- 2010年3月5日 4歳衰弱死 「手詰まりだった」児童相談所 暴力未確認、保護できず＝埼玉 東京朝刊
- 2010年3月5日 埼玉4歳児衰弱死 児童相談所 保護を断念 家裁「難しい」と回答 東京朝刊
- 2010年3月4日 食事与えず？ 4歳児死亡 埼玉 両親逮捕、虐待疑いも 東京夕刊
- 2010年3月3日 宮崎乳児遺棄 奥本容疑者、3人殺害ほのめかす 妻と義母に鈍器痕 西部朝刊
- 2010年3月3日 3遺体発見に住民衝撃 昨年引っ越し 近所付き合いなく＝宮崎 西部朝刊
- 2010年3月2日 資材置き場に乳児遺体遺棄容疑 父を逮捕 自宅に義母・妻他殺体 西部夕刊
- 2010年2月24日 乳児遺棄致死事件 弁護側「軽度の知的障害」主張 責任能力争わず＝秋田 東京朝刊
- 2010年2月21日 乳児2遺体 岡崎のスーパー前＝中部 中部朝刊
- 2010年2月20日 乳児置き去り 容疑の母親逮捕＝広島 大阪朝刊
- 2010年2月9日 路上に乳児置き去り＝広島 大阪朝刊
- 2010年1月12日 川崎競馬場練習場に男の乳児遺体 東京朝刊
- 2009年12月25日 松田の乳児2遺体遺棄 遺留品は15年前に大量生産＝神奈川 東京朝刊
- 2009年12月24日 工場溝に出産直後の乳児放置 搬送後死亡 32歳母「自分で捨てた」＝福岡 西部朝刊
- 2009年12月23日 乳児遺棄致死 弁護側、身柄一時解放を要求 医療関係者との面会で＝秋田 東京朝刊
- 2009年12月12日 乳児遺棄致死事件 検察側が死因鑑定書＝秋田 東京朝刊
- 2009年12月10日 乳児遺棄致死 公判前手続き 弁護側、証拠請求を終了＝秋田 東京朝刊
- 2009年12月5日 裁判員裁判 乳児遺棄致死事件 弁護側、猶予判決主張へ＝秋田 東京朝刊
- 2009年12月1日 乳児遺棄致死事件 弁護側、証拠不同意も＝秋田 東京朝刊

- 2009年11月26日 乳児の遺体遺棄 女に有罪判決＝群馬 東京朝刊
2009年11月24日 河川敷のバッグから乳児2遺体＝神奈川・松田
東京夕刊
2009年11月20日 釧路の乳児遺体事件 殺人容疑で母親再逮捕＝北海道
東京夕刊
2009年11月19日 女に懲役2年を求刑＝群馬 東京朝刊
2009年11月10日 乳児遺体遺棄事件 処分保留で釈放＝長野 東京朝刊
2009年10月20日 乳児の遺体遺棄容疑で逮捕＝長野・続報注意 東京朝刊
2009年10月5日 小樽で乳児置き去り＝北海道 東京朝刊
2009年9月26日 新生児遺棄容疑 母の介護士逮捕＝北海道 東京夕刊
2009年9月22日 乳児置き去り＝北海道 東京朝刊
2009年9月19日 乳児遺棄で母親を起訴＝群馬 東京朝刊
2009年9月1日 乳児遺棄容疑で29歳女逮捕 路上で出産、死亡
「好きな人の子でなく」＝群馬 東京朝刊
2009年8月29日 前橋の住宅街に乳児死体置き去り＝群馬 東京朝刊
2009年8月23日 小諸の物置に乳児置き去り＝長野 東京朝刊
2009年8月16日 千葉の路上に乳児置き去り＝千葉 東京朝刊
2009年8月7日 乳児、自転車かご放置死 容疑の18歳母ら逮捕
＝警視庁 東京夕刊
2009年8月1日 乳児殺害、母親に猶予判決＝広島 大阪朝刊
2009年7月31日 トイレ乳児置き去り、容疑で母親を逮捕＝東京
東京朝刊
2009年6月16日 朝霞の小学校に乳児の遺体＝埼玉 東京朝刊
2009年6月2日 民家にコンクリ詰め乳児遺体 死後3年以上＝愛知・一宮
東京朝刊
2009年6月2日 コンクリ詰め乳児遺体 一宮の民家、死後3年以上＝中部
中部朝刊
2009年5月8日 乳児の遺体遺棄 母親に有罪判決＝阪神 大阪朝刊
2009年5月1日 沖縄・糸満港に乳児遺体 西部朝刊
2009年4月24日 晴海運河に乳児遺体＝東京 東京朝刊
2009年4月17日 乳児殺害の母に懲役5年を求刑 来月22日判決＝山口
西部朝刊
2009年4月9日 2乳児死体遺棄 母親に猶予判決＝福島 東京朝刊

4. アメリカへの養子縁組数の統計

* 出典 : <http://adoption.state.gov/adoption.homepage.html>

